

園芸学会九州支部会則

- 第1条 本支部は園芸学会九州支部と称する。
- 第2条 本支部は園芸に関する研究並びに技術の進歩を図る事を目的とする。
- 第3条 本支部の事務局は九州大学大学院農学研究院園芸学分野に置く。
- 第4条 第2条の目的達成に必要な事業を行う。
1. 研究発表会及びシンポジウムの開催
 2. 講演会の開催
 3. 会報として園芸学会九州支部研究集録を発行する。
 4. その他必要な事業
- 第5条 本支部に支部長1名、副支部長1名、評議員及び幹事を若干名置く。役員任期は2か年として並任を妨げない。
- 第6条 本支部は毎年1回研究発表会を開き、同時に支部総会を開き会務を評議する。その研究発表は園芸学会での発表と同等に取り扱う。
- 第7条 本支部の会員は維持費として別に定める会費を負担する。
- 第8条 本支部の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第9条 本支部の会則を改訂するには総会に於いてその議決を得なければならない。

附 則

1. 会費は年額2,000円とする。
2. 本会則は平成23年8月25日から有効とする。